

## 令和2年度における内部統制制度の運用状況について

### 1 内部統制制度について

#### (1) 内部統制制度とは

効率的かつ効果的な事務執行体制の確保や、法令・ルールを遵守した適正な事務執行体制の確保等を目的とする制度。首長自らが、事務上のリスクをあらかじめ識別・評価し、対応策を講じるとともに、事務上の事故が発生した場合は組織全体でその情報を共有し、改善に向けた取組みを継続することで、事務執行の適正化を図るもの。

制度運用の状況については、年度ごとに評価報告書を作成し、監査委員による審査を受け、その意見を付して議会に提出する。

地方自治法の改正により、令和2年4月から、内部統制制度の導入が都道府県知事と政令指定都市の市長に義務付けられた。

#### (2) 対象事務

地方自治法上は市長の権限に属する財務事務のみが必須とされているが、本市においては、市民からの信頼を確保し、持続的で質の高い市役所経営を進める観点から、市長の権限に属する事務全般を対象とするとともに、本市の公営企業管理者及び行政委員会の権限に属する事務についても一体的に推進することとしている。

### 2 令和2年度内部統制評価報告書等について

#### (1) 報告書等の提出

令和2年度内部統制評価報告書及び説明資料を作成し、監査委員の意見を付けて議会に提出した。報告書及び説明資料は、市公式ホームページ上で公開している。

<https://www.city.sendai.jp/gyosekeiei/naibutousei-houkokusyo.html>

#### (2) 評価結果

組織全体に適用する内部統制の状況（規程の整備状況等）、各所属で実施する内部統制の状況（リスクチェックシートの整備状況）等については、いずれの部局においても、有効に整備されていると評価。

庁内各所属から報告された不適切な事務処理の中に、「重大な不備」(※)を把握したため、当該事務においては有効に運用されていなかったと評価。

※不適切な事務処理が発生したことにより、結果的に、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたもの。

#### (3) 評価結果を踏まえた対応について

評価結果を踏まえ、不適切な事務処理の発生防止に向けて以下のような対応を行った。

- 適正な事務処理の徹底を求める庁内通知の発出（各所属にも参考となる不適切な事務処理事例も情報提供）
- 管理職向け研修の実施（各所属における不適切な事務処理の発生防止に向けたもの）
- 一般職員の意識啓発に向け庁内広報紙「コンプラ通信」（事務ミス特集号）を発行

### 3 令和2年度に把握された不適切な事務処理等の概要について

#### (1) 全体概要

令和2年度に庁内各所属から報告された不備(※)は総計348件であり、その類型毎の件数・割合は以下のとおり。

※ 各行政委員会・公営企業の不備を含め、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、評価部局にて覚知した案件を計上している。ただし、「内部統制の範囲外」と評価したものを除く。

類型	件数	うち重大な不備
①財務関係 ・収納金等の誤徴収や請求漏れ、支援金等の支給漏れ ・物品等の紛失・委託料等の算定誤り など	194 (56%)	4
②個人情報関係 ・郵便やメールなどの誤送付、窓口での証明書類の誤交付などによる個人情報の漏えい	77 (22%)	6
③その他 ・通知内容の誤記載(財務関係や個人情報関係に係らないもの) など	77 (22%)	6
報告件数の総計	348 (100%)	16

#### (2) 「運用上の重大な不備」と評価した事案の概要一覧 [計 16 件]

##### 【市長の権限に属する事務】

No.	件名	類型	概要
1	暴力被害などによる住民基本台帳事務における支援措置対象者に係る文書の誤送付(健康福祉局)	個人情報関係	精神科病院に措置入院中の患者より退院請求の申し出があったことを受け、当該患者は支援措置の申し出をしていた者であったが、当該退院請求に係る意見書提出依頼及び意見聴取の出席依頼を、加害者として登録されている親族あてに送付したもの。
2	乳がん検診の結果通知書の内容誤り(健康福祉局)	その他	乳がん検診の結果の送付について、「要精密検査」の該当者2名に「異常なし」の検査結果を誤って通知したもの。
3	肺がん・結核健診の結果通知書の内容誤り(健康福祉局)	その他	肺がん・結核健診を受診した2名のデータが入れ違いとなり、「要精密検査」の市民に「異常なし」の通知を、「異常なし」の市民に「要精密検査」の通知を発送したもの。

No.	件名	類型	概要
4	施設等利用給付の認定に係る説明誤り（子供未来局）	その他	育児休業期間中の施設等利用給付において、認定を受けて幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用している場合で、下の子の出産に伴う育児休業を取得する場合、下の子が1歳になるまでは認定を継続できるのが正しい取扱いであるところ、2か月以内に復帰しない場合は、認定取消となると誤った説明を行っていた。誤った説明により、認定状況等に影響が生じた可能性のある17件のうち、1名が2か月で希望しない復職をしたもの。
5	市場内調定業務における工業用水使用料の事務処理誤り（経済局）	財務関係	平成12年度から、場内事業者から徴収している工業用水使用料について、消費税相当額を二重に算定して徴収していたもの。
6	花き市場電力量計の表記誤りによる使用料の誤徴収（経済局）	財務関係	平成13年以前から、花き市場において、卸会社1社の事務所系統の電力量計と仙台市の業務課詰所の電力量計の銘板が逆に取り付けられていたことにより、当該卸会社が負担する電気料金に不足が生じていたもの。
7	小学校断熱化工事における不適切な対応（都市整備局）	その他	小学校の教室断熱化工事において、工事後、ホルムアルデヒドの指針値を超えた2教室を使用させたもの。
8	DV加害者への暴力被害などによる住民基本台帳事務における支援措置対象者の個人情報開示（青葉区）	個人情報関係	支援措置について、支援措置期間満了を理由に支援措置を解除する際、誤って同居者の支援措置も解除し、この間、戸籍附票の写しの交付請求に際し、その現住所を加害者に開示したものの。
9	DV避難者への受診勧奨案内の誤発送（青葉区）	個人情報関係	未就学児対象の健康診査で実施した検査に係る精密検査受診勧奨案内において、DV被害のため、住民票はA区（前住所）のままB区（避難先住所）へ避難している母子について、精密検査実施機関からの受診勧奨案内を前住所あてに誤って送付したものの。
10	防火対象物関係届出書類の不適切な事務処理及び書類の紛失（消防局）	個人情報関係	届出書類の事務処理（システム入力、台帳への記載等）を怠り（458件）、未処理の書類を紛失（257件）したものの。
11	救急事案における傷病者への接触時間の遅延（消防局）	その他	救急隊が、救急要請されたマンションの入口を間違え、隣接するマンションへ進入したため、傷病者への接触時間に遅延が生じたもの。

【行政委員会の権限に属する事務】

No.	件名	類型	概要
1	市立中学校におけるテスト答案用紙の紛失（教育局）	個人情報関係	市立中学校において、担当教諭が3クラス分（生徒99名分）のテストの答案用紙（262枚）を紛失したものの。
2	市立中学校における通信票の誤配付（教育局）	個人情報関係	市立中学校において、生徒1名分の通信票（3枚のうちの1枚）を誤配付したものの。
3	市立小学校におけるいじめ実態把握調査用紙の書き換え（教育局）	その他	学級担任の講師（臨時的任用職員）が、令和2年11月に市立小学校で行われた「仙台市いじめ実態把握調査」において、回収した担任児童全33名中22名の調査用紙の回答を書き換えまたは消去等を行ったもの。

【公営企業管理者の権限に属する事務】

No.	件名	類型	概要
1	地下鉄東西線建設に係る支障物移設契約における補償金額・補助金請求額の誤り（交通局）	財務関係	地下鉄東西線建設に係るケーブル等支障物の保有者（通信会社等）との当該支障物移設契約にあたり、移設工事に係る費用の補償金額について、税抜価額で積算すべきところ、税込価額としたことにより、国庫補助金等を過分に受領（約4,417千円）したほか、過分に支払った補償金（約2,397千円）について、事業者に返還請求することとなったもの。
2	地下鉄南北線信号設備現場機器等更新工事における積算ミス（交通局）	財務関係	地下鉄南北線信号設備現場機器等更新工事（工期：平成26年度～平成30年度、契約額：約17億円）の変更契約に際し、変更金額の積算に誤りがあり、適正な金額を下回る金額で受注者と協議し、契約変更していたもの。